

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月21日 11時00分ごろ
発生場所	福井県若狭町遊子海水浴場南西方沖 小川港黒グリ灯台から真方位176°870m付近 (概位 北緯35°35.6′ 東経135°50.0′)
事故の概要	プレジャーボートKBF01号は、東北東進中、また、カヤック（船名なし）は、船首を北東方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート KBF01号、5トン未満（長さ4.95m） 273-1668福井、個人所有 B カヤック（船名なし）、総トン数なし（全長約3.89m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 漕手B
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部船底外板に擦過傷 B 左舷前部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、和船型の船外機船で、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小川港黒グリ灯台西北西方沖の釣り場で釣りを行った後、若狭町遊子の係留地に向けて帰航することとした。 A 船は、船長Aが船尾部に置いた椅子に腰を掛けて船外機を操縦し、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で、小川港黒グリ灯台西方沖を約25km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南南東進した。 船長Aは、小川港黒グリ灯台西南西方沖で左舵を取り、福井県世久見湾内に入ったので減速して約10km/hの速力で東北東進中、船体中央部に座っていた同乗者の「スピードを落とせ、バックに入れろ」という声を聞き、周囲を見たところ、船尾方にB船と海上にいる漕手Bを認め、B船と衝突したことを知った。 船長Aは、左舵を取る前に旋回方向を見た際、左舷方と右舷方に他船を認め、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方の進路目標に意識を向けて航行していた。 B船は、1人乗りの足漕ぎカヤックで、救命胴衣を着用した漕手B

	<p>が1人で乗り、赤旗を先端に取り付けた約2mの旗竿<sup>ざお</sup>を座席後方に立て、船首を北東方に向けて漂泊し、漕手Bが船首方を向いて釣りをしていた。</p> <p>漕手Bは、船尾方から船外機の音が聞こえ、その音がしだいに大きくなってきたが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、振り向かずに釣りを続けていたところ、更に音が大きくなったので、船尾方を振り返ったところ、左舷至近にA船の船首部を認めたが、どうすることもできず、B船の左舷前部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、A船により若狭町世久見の出発地までえい航された。</p> <p>漕手Bは、えい航後、本事故の発生を海上保安庁に通報をした。</p> <p>漕手Bは、本事故当時、B船に旗竿を取り付けていたので、航行中の他船が漂泊中のB船に気付いて避けてくれると思っていた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、船首浮上によって船首方に死角がある状態で東北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方の進路目標に意識を向けながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左転する前に旋回方向を見た際、左舷方と右舷方に他船を認めたことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北東方に向けて漂泊中、漕手Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思って釣りを続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>漕手Bは、B船に旗竿を取り付けていたことから、船尾方から船外機の音が聞こえた際、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が船首浮上によって船首方に死角がある状態で東北東進中、B船が船首を北東方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方の進路目標に意識を向けながら航行を続け、また、漕手Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれると思って釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、船首方に死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして、死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・カヤックの漕手は、常時、視覚・聴覚等により適切な見張りを行い、他船と衝突のおそれがある場合には、余裕をもって、注意喚起、避航動作等を行うこと。</li> </ul>